

『 G O N A O B 会 会 則 』

第1条 (名称)

この会は GONA OB 会 (以下この会と記す) という

第2条 (事務局)

この会の事務局は、GONA OB 会事務局長宅におく

第3条 (目的)

この会は、会員の相互の親睦を深めること及び、FC GONA の強化発展を目的とする

第4条 (事業)

この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行。

1. 会員相互の親睦を深める
2. FC GONA に対する激励と活動支援
3. FC GONA の活動に関する本会会員および非会員への情報提供
4. FC GONA の活動に協力する
5. その他理事会が認めたもの

第5条 (会員)

この会会員は FC GONA OB またスタッフで構成する

第6条 (入会)

この会に入会しようとする時は、所定の申込手続きにより、事務局まで申し込むものとする

第7条 (会員期限)

会員期限は、入会申し込み受付から退会届受付までとする

第8条 (退会)

この会を退会しようとする時は、その旨事務局に届出るものとする

また、その他事情があり理事会が認めた場合自動退会とする

第10条 (役員・理事会)

この会は次の役員をおき、これを理事会とし選出は会員総会で過半数の会員の賛成をもって決定される

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名
3. 会 計 1名
5. 会計監査 1名

第11条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする

1. 会 長 会を代表し会務を統括する
2. 副 会 長 会長を補佐し会長不在時は会長任務を代行する
3. 会 計 金銭の収支、帳簿類の保管にあたり、理事会にたして月次決算報告を行う
会計監査 金銭の収支、帳票類の保管にあたる

第12条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任は最大2期までとする

第13条（会員総会）

定期総会は、役員を選出・会則の変更・予算・決算・年度報告・計画等を審議する

開催は原則として年1回定期総会を開催し、理事会が必要と認めたとき或いは会員の3分の2以上の書名をもって申請があった場合臨時総会を開催することができる

第14条（幹事）

理事会は会長が招集し、運営上必要な事項の決定などを行なう

開催は必要に応じ随時とする

第15条（会計年度）

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日を以って終了とする

第16条（経費）

この会の会費は、次の収入をもってこれに充てる

1. 会費
2. 寄付金
3. その他

第19条（施行期日）

この会則は、平成28年4月1日より施行する

以上